



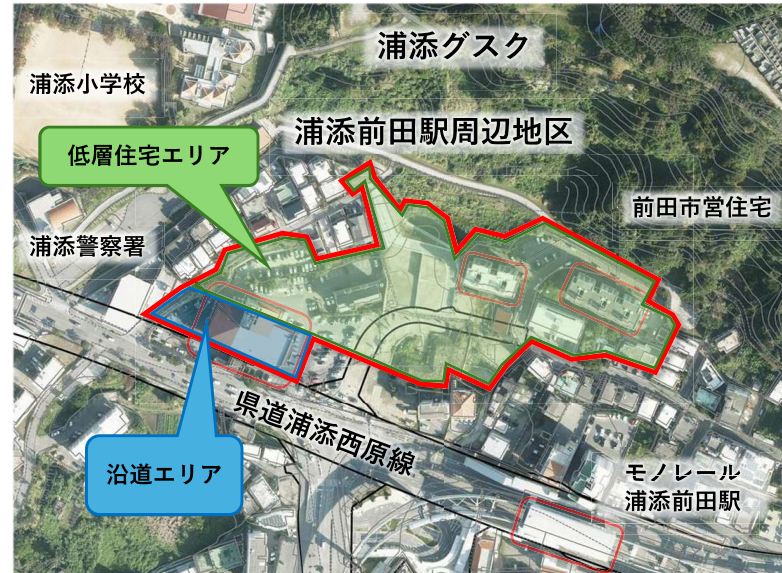
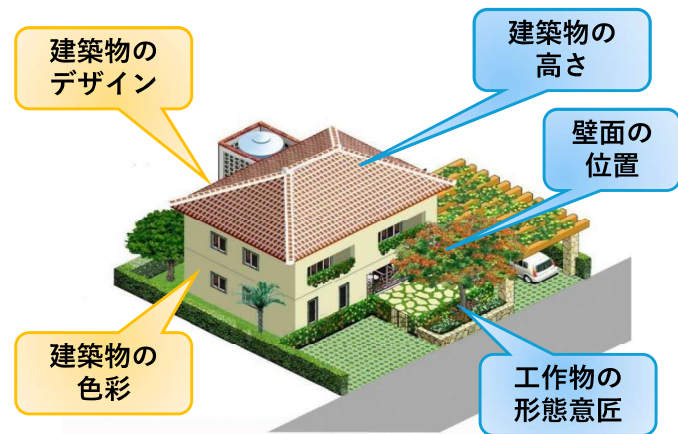
浦添前田駅周辺地区（景観地区の指定）

1

景観地区とは、市街地の良好な景観の形成を図るため、景観法に基づき形態意匠の制限のほか、建築物の最高限度、敷地面積の最低限度等について、都市計画として定める地区です。

浦添前田駅周辺地区は国指定史跡、浦添グスクの麓に位置する重要なエリアです。世界遺産追加登録を目指す浦添グスクのバッファゾーンとして、周辺の歴史・文化環境との調和に配慮した質の高い市街地の形成を図ることを目的に景観地区を指定するものです。

景観地区の内容



○景観地区の主な内容（抜粋）（景観地区の指定）

2

項目/エリア		沿道エリア	低層住宅エリア
建築物の形態意匠に関する制限	①配置	➢ 浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した配置とする。 ➢ 建築物が大規模になる場合は、分節化、分棟化などを図る。	
	②屋根	➢ 浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい赤瓦葺の勾配屋根とし、形態、素材等は基準の範囲内とする。 ➢ 主要視点場（浦添グスク、都市モノレール駅舎及び車窓、県道など）から赤瓦の家並みが十分見えるよう配慮する。	
	③素材	➢ 浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した素材を使用するように努める。 ➢ 赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用し、浦添グスク周辺にふさわしい素材の活用に努めることとする。	
	④外壁色	➢ 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とする。 ➢ 建築物の外壁又は工作物の色彩は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等は除き、基準の範囲とする。	
	⑤外壁意匠	➢ 赤瓦勾配屋根のまちなみと調和した外壁意匠とする。 ➢ 素材等は格子、花ブロック、琉球石灰岩、その他自然素材等を推奨する。	無し
	⑥屋外設備	➢ 屋外設備は通りから目立たないよう配置する。	
建築物の高さに関する制限	最高限度	➢ 建築物の高さの最高限度を18mとする。	無し※ ※用途地域（第1種低層住居専用地域）で「建築物の高さの最高限度（12m）」が設けられます。
壁面の位置の制限	壁面後退	➢ 建築物の壁面後退は道路境界線から0.5m以上とする。	

○景観地区の主な内容（抜粋）（景観地区の指定）

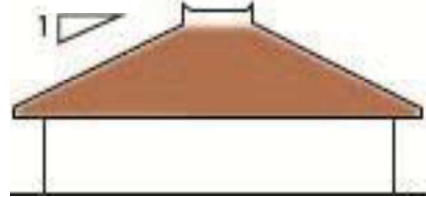
3

○形態意匠に関する制限【屋根（形態、素材、勾配、瓦設置面積）】＜助成予定＞

項目/エリア	沿道エリア	低層住宅エリア
建築物の形態意匠に関する制限	②屋根	➢ 浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい赤瓦葺の勾配屋根とし、形態、素材等は基準の範囲内とする。 ➢ 主要視点場（浦添グスク、都市モノレール駅舎及び車窓、県道など）から赤瓦の家並みが十分見えるよう配慮する。
	<屋根の基準等>	
	建築面積の1/2以上	建築面積の1/3以上
	寄棟（方形含む）、入母屋、切妻（県道側の平入）	寄棟（方形含む）、入母屋、切妻
	琉球赤瓦、S字瓦、断熱瓦	琉球赤瓦、S字瓦、断熱瓦、重ね瓦
	4～5寸勾配	

■屋根の形態の例

4～5



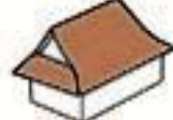
寄棟屋根 立面図



寄棟



切妻



入母屋

○景観地区の主な内容（抜粋）（景観地区の指定）

4

○建築物の高さに関する制限【最高限度】

○壁面の位置の制限【壁面後退】

項目/エリア	沿道エリア	低層住宅エリア
建築物の高さに関する制限	最高限度	➢ 建築物の高さの最高限度を18mとする。 ※低層住宅エリアは「用途地域（第1種低層住居専用地域）」で「建築物の高さの最高限度（12m）」が設けられます。
壁面の位置の制限	壁面後退	➢ 建築物の壁面後退は道路境界線から0.5m以上とする。

■建築物の高さ、壁面の位置の制限の例

